



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和6年1月3日（水） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
防災課	管理調整監	山岸	内線 9907 直通 058-272-1126
建築指導課	建築物地震対策 推進企画監	本多	内線 4782 直通 058-272-8691

石川県への被災建築物応急危険度判定士の派遣について

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」について、石川県から、本県も構成員である「中部圏9県1市被災建築物応急危険度判定協議会」に対し被災建築物応急危険度判定士の派遣要請がありましたので、県は、第1次派遣として8名の被災建築物応急危険度判定士を派遣します。

なお、派遣職員の出発にあたり、出発式を下記のとおり実施します。

1 派遣期間

令和6年1月4日（木）から令和6年1月6日（土）まで

（※予定する全派遣期間：令和6年1月4日（木）から令和6年1月23日（火）まで）

2 派遣概要

(1) 派遣要請人数 8人

「岐阜県被災建築物応急危険度判定士」の資格を有する県・市の建築技術職員

（内訳）県職員 4人、岐阜市・大垣市の職員 各2人（計8人）

※第2次派遣以降、各務原市、可児市、多治見市、高山市の職員も派遣を行う予定です。

(2) 出発式

日 時 令和6年1月3日（水） 14:00

場 所 岐阜県庁正面玄関前

出席者 知事 他

(3) 活動内容

受入自治体の指示により石川県内において応急危険度判定を実施します。

<参考> 応急危険度判定制度

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命に関わる二次的被害を防止することを目的としたものです。